

鹿交規 475号
平成18年8月21日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長
担当 企画許可係 TEL

劇用車を使用する映画制作等ロケーションに伴う道路使用許可の取扱い
について（通達）

映画又はテレビ番組の制作に伴うロケーション（以下「ロケーション」という。）の道路使用許可については、「イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて（通達）」（平成16年6月22日付け鹿交規第249号。以下「イベント等許可通達」という。）に基づき取り扱っているところであるが、ロケーションで使用する劇用車（道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへの登録を受けていない自動車等であって劇中において使用するためのものをいう。以下同じ。）については、国土交通省自動車交通局から各地方運輸局長に対し、同車を臨時運行許可の対象とする趣旨の通知がなされたことから、今後、同車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに当たっては、下記の点に留意されたい。

記

1 劇用車（CM撮影に使用される新型自動車を含む。）に係る道路運送車両関係法令上の取扱いについて

(1) ロケーション現場までの取扱い

ア 臨時運行の許可関係

臨時運行許可は、道路運送車両法第34条で自動車の試運転、新規登録、新規検査等その許可基準が定められているが、国土交通省自動車交通局において、劇用車の回送について、当該ロケーションに係る道路使用許可を受けていることを前提に、臨時運行の許可の対象とした。

イ 道路運送車両の保安基準関係

道路運送車両の保安基準に適合しない車両については、運行の用に供してはならず、臨時運行許可の対象外とされる。ここで、灯火等については、道路運送車両の保安基準に基づく保安基準の細目により、緊急自動車以外は赤色回転灯等を装着してはならないこととされていることから、赤色回転灯等を装着した劇用車については、これを取り外さない限り、運行の用に供してはならない。

(2) ロケーション現場における取扱い

一般交通の用に供されていない場所における自動車の使用については、道路運送車両法における「運行」に該当しない旨の見解が国土交通省から出されたところであるが、当該ロケーション現場が、道路使用許可及び警察署長等による交通規制により一般交通と遮断された場合は、一般交通の用に供されていない場所に該当することから、こうしたロケーション現場においては、臨時運行の許可等も不要であり、赤色回転灯を装着した劇用車を運行の用に供しても差し支えない。

2 劇用車を使用するロケーションに伴う道路使用許可の留意事項

ロケーションに伴う道路使用許可の取扱いに関する基本的事項について変更はないが、一般論として、劇用車を使用するロケーションについては、交通の安全と円滑の観点から警察署長等による交通規制を要するなど一般交通への影響の度合いが大きいと考えられることから、道路使用許可の取扱いに当たっては、特に次に掲げる事項に留意すること。

(1) 道路上でロケーションを行おうとする目的

民間事業者等による収益を伴う経済活動であることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、地域の活性化や都市における賑わいの創出等に資するものであると認められるか否か等社会的意義の有無に留意すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成状況

道路を使用することについて、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため、イベント等許可通達の記3(2)の措置を講じた上、合意形成状況について慎重に見定めるよう配意すること。

なお、カーレースに類似した危険を伴う場合も想定されることから、このような場合には、沿線住民、道路利用者等の安全確保の観点から、必要に応じてイベント等許可通達の記4の事項にも留意すること。

3 道路使用許可の適正な取扱いについて

道路使用許可の取扱いに当たっては、別添「劇用車を使用したロケーションに伴う道路使用許可に係わる着眼点」を参考とし、適正かつ円滑な取扱いに努められたい。

別添

劇用車を使用したロケーションに伴う道路使用許可に係わる着眼点

1 公益性の検討

公益性の検討に当たって、地域活性化、まちの賑わいの創出等に資するものである等の社会的な意義の有無等について評価することとなる。

- (1) 国又は地方公共団体の関与の有無及び程度（関与の程度が大きいほど公益性は高いものと解される。）
- (2) 自治会、地元商店会、地元商工会議所等の関与の有無及び程度（関与の程度が高いほど、地域の活性化、まちの賑わいに資する社会的意義が高いものと解される。）
- (3) 公序良俗を害する態様で道路を使用する作品でないかどうか（善良な風俗等を害する行為、暴走行為、暴力行為等を肯定し、又はこれを煽る等、一般的に公序良俗を害すると認められる態様で道路を使用するものは、公益性がないと判断しえることとなる。）
- (4) 地域住民及び道路利用者等の合意形成の程度（合意形成のないものは公益性についての評価がなされていないものと解される。）

2 合意形成の程度等

地域住民及び道路利用者等の合意形成の程度は、当該ロケーションの道路使用に伴う交通規制の時間、範囲、当該ロケーションの態様、交通量及び沿道環境等により異なるが、下記項目は、より厳格な合意形成が要求されることとなる。

- (1) ロケーションの公益性の程度が低い場合（国、地方公共団体の関与の程度が低い場合）
- (2) 劇用車の使用態様の危険性が高い場合（ドリフト走行、カーチェイス等の危険性の高い走行の場合）
- (3) 交通規制が長時間又は広範囲に及ぶ場合（通行止めとなる場合は、予想される交通量を処理できるう回路の設定等による利便性の低下）
- (4) 使用する道路が幹線道路等交通量の多い道路や公共交通機関の運行路線の場合（主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他市街地の交通量の多い道路等）
- (5) 地域住民及び道路利用者の合意形成
 - ア 主要幹線道路、幹線道路、路線バス通行道路その他市街地の交通量の多い道路等におけるロケーションに伴い交通規制を実施する場合
 - イ カーチェイスやドリフト走行等の危険性の高い走行シーン等のロケーションに伴い交通規制を実施する場合

3 ロケーションの実施方法等

ロケーションの適正かつ円滑な実施に資する観点から検討又は指導する際の着眼点である。

- (1) 実施する時間は原則として交通量の少ない時間帯が選定されているかどうか。
- (2) 事前に撮影方法、撮影時間・場所等が分かる資料が提出されているかどうか。
- (3) 劇用車の写真及び劇用車の使用状況の図面が提出されているかどうか。
- (4) 使用する道路の必要な箇所に、現場責任者、苦情対応要員及び自主整理員を配置するなど、実施主体の責任において、ロケーションを実施するための適切な体制が整備されているかどうか。
- (5) 地域住民及び道路利用者等に対する事前広報及び現場広報について必要な措置がとられているかどうか。
- (6) 事前協議の実施時期については、それぞれの合意形成の範囲に応じ、合意形成の程度ごとに必要とされる期間を考慮したものであるかどうか。
- (7) ドリフト走行、カーチェイス等、カーレースに類似したロケーションを行う場合は、沿道住民、運転者、ロケーション関係者等の安全が確保されるとともに、緊急医療体制が確保されているかどうか。